

特定家畜伝染病防疫指針の全部変更案に関する 都道府県知事からの主な意見及び考え方

令和 2 年 6 月 16 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

【共通】

- 都道府県や地域（自防組織等）を飛び越えて、国が、家畜の所有者及び飼養衛生管理者に情報提供等を行うことは、自衛防疫を推進していく流れとはなじまないと考える。国と都道府県の役割分担を明確にするべき。
 - ➡ どのような情報を提供するかについては、今後検討してお示ししたい。

- 関連事業者を定義し、農家への出入りする頻度・リスクが高いと考えられる飼料運搬業者、動物用医薬品販売業者等を明記すべきと考える。
 - ➡ 指摘を踏まえ、特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項に追記する。

- と殺前の発生農場周囲に位置する農場の消石灰散布は、都道府県が行う作業に充てる人員が不足する可能性が考えられる。まん延防止のため、まずは速やかに殺処分を開始すべきであり、さらに、立入検査の必要な一定規模以上の農場の設定が必要と考える。
 - ➡ 実施の責任の所在として、「都道府県は」との記載にしている。また、指摘を踏まえ、
 - ① 対象農場を発生農場周囲 1 km に位置する、病性判定後 24 時間以内に発生状況確認検査が必要な農場に限り、
 - ② と殺前に措置が完了すべき農場を発生農場のみへと変更した。

- と殺前後の消石灰の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等について、時期や方法について具体的に示してほしい。
 - ➡ 具体的な設置場所等については、防疫対策会議や留意事項等でもお示ししたい。

【牛疫・口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱・高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ】

- 動物衛生研究部門に検体を送付した場合又は動物衛生課に報告した場合における、当該農場を中心とした一定区域の農場における移動自粛について、
 - ・移動制限の場合、生乳については半径 1 km 以内の農場のみが対象だが、移動自粛の場合、半径 10km 以内の全ての農場が対象となるのか。
 - ・移動自粛ではなく、法第 32 条第 1 項の規定に基づく移動制限とすべき。
 - ・移動自粛により生乳の破棄等の損害が発生した場合には、相当の補償を行うことが望ましい。
- ➡ 生乳の出荷自粛は、家畜及び野生動物での発生時における移動制限（発生農場から半径 1 km 以内の区域にある農場で搾乳された生乳）に合わせて半径 1 km に変更した。
- ➡ 病性判定前であっても当該疾病である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定可能である（第 9 の 1 の（1）の①）。
- ➡ 動物衛生課と協議の上、必要に応じて移動自粛等を指導することとなった場合の補償については、状況を踏まえて対応を検討したい。

【豚熱・アフリカ豚熱】

- まん延防止を徹底するため、移動の制限の対象として、医薬品の原材料として流通している豚の胎盤を明示し、またその取扱いに言及する必要があると思われる。
 - ➡ 現在は、「排せつ物等」で読んでいるが、留意事項で取扱いを検討したい。
- 豚熱ワクチン接種地域では、野生いのししでの豚熱陽性時の移動制限区域設置を除外する旨を明記して欲しい。
 - ➡ 豚熱ワクチンが適切に接種されており、立入検査等で異常がないことが確認できれば、移動制限区域の設定の対象とならない旨を留意事項に記載する。

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ】

- と殺した死体の移動時に、「当該死体を十分に消毒すること」とされているが、消毒液による重量増加、焼却施設への負荷等が生じるため困難である。輸送容器外装等を十分消毒することとしていただきたい。
 - ➡ 指摘を踏まえ、当該死体を入れた容器の外装等を十分に消毒することに変更した。

以上